

平成 29 年度の取組方針と取組結果（成果）

取組方針 1 火山に関する普及啓発の推進

(1) 観光施設、宿泊施設、交通機関等における広報の充実・強化

ア 県、箱根町、園地事業者、観光協会、温泉旅館ホテル協同組合など関係機関のホームページ等により高感受性者に対する立入制限の周知

【県・箱根町・事業者】

イ 外国人向け観光サイト「Tokyo Day Trip」による火山ガス注意喚起情報の掲載

【県】

ウ 富士・箱根火山合同防災訓練に合わせて、地域住民や避難促進施設等従業員に対する火山に関する講演の実施

【県・箱根町】

(2) 避難促進施設等従業員への正しい火山知識の普及

ア 富士・箱根火山合同防災訓練に合わせて、地域住民や避難促進施設等従業員に対する火山に関する講演の実施（再掲）

【県・箱根町】

イ 園地監視員に対し正しい火山ガス等に関する研修の実施

【県】

取組方針 2 避難対策の強化

(1) 避難訓練の充実・強化

ア 箱根山及び富士山の噴火警戒レベルが5に引き上げられたことを想定し、二次避難場所への避難誘導、捜索及び救出・救助訓練等を実施（10/24）

【県・箱根町・事業者】

イ 大涌谷園地の一部再開以降、初めてのゴールデンウィークを迎えるにあたり、高濃度火山ガスの発生を想定した避難誘導訓練の実施（4/25）

【箱根町・事業者】

ウ 大涌谷園地事業者による定期的な避難誘導訓練の実施（4/18～）

【事業者】

(2) 避難計画の強化・修正

ア 神奈川県地域防災計画（風水害等災害対策計画）の修正

【県】

イ 箱根町地域防災計画の修正

【箱根町】

ウ 避難促進施設における「避難確保計画」の策定

【事業者】

エ 大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル及び大涌谷周辺への立入規制マニュアルの修正

【県・箱根町】

オ 温泉旅館ホテル協同組合による、組合員施設向けに火山対応マニュアルの策定及び同マニュアルの説明会の実施

【箱根町・事業者】

カ 噴火警戒レベルに関するリーフレットの修正

【横浜地方気象台・県・箱根町】

(3) 観光客を守る施設等の拡充

ア ロープウェイ大涌谷駅舎を観光客等の避難スペースとなるよう拡張工事に着手

【事業者】

イ 園地駐車場管理事務所を噴石に耐えられる構造に建替え

【事業者】

取組方針 3 園地周辺施設の安全対策の推進

(1) 大涌谷園地の全面再開に向けた取組み

ア 自然研究路の再開に向け、シェルター等の安全対策施設の整備に着手

【県】

イ 再開方法に関する検討の実施

【県・箱根町・事業者】

(2) 地すべり対策の推進

ア 地すべり対策工事の安全確保のため、火山ガス観測機器の設置の準備

【県】

イ 火山砂防ハザードマップの作成に向けた検討委員会の設置

【県】

(3) その他

ア 大涌谷自然噴気孔及び 52 号蒸気井における火山ガスの採取及び成分分析の実施

【県】

イ 大涌谷園地内外における、大気中の火山ガス濃度の計測及び解析の実施

【県・箱根町】

その他

○ 箱根ロープウェイの運行基準の見直し（案）

安全対策の強化を前提に、運休基準としている二酸化硫黄 (SO₂) 濃度を 0.2ppm から 5.0ppm に見直す。

【県・箱根町・事業者】